

厚生年金基金のしくみ

国の年金制度

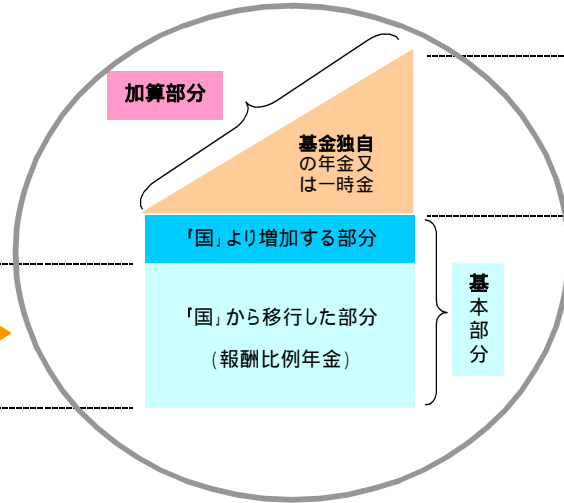
基金は、国が行っている厚生年金保険事業の一部、すなわち「国の厚生年金保険」(老齢厚生年金)の報酬比例年金部分を国に代わって自主的に運営します。さらに独自の年金・一時金の給付を上乗せすることにより、加入員の老後生活の安定と福祉の向上をはかることを目的としています。

厚生年金保険	報酬比例年金 (老齢厚生年金)
	物価スライド 加給年金ほか
国民年金	老齢基礎年金(夫)
	老齢基礎年金(妻)

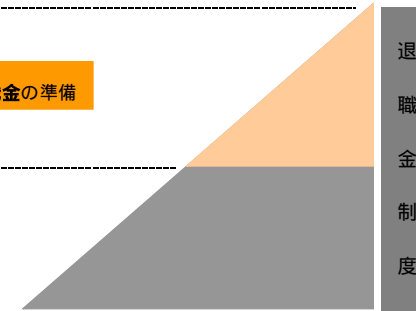
「国」から基金へ移行

この部分は従来どおり「国」から支給されます。

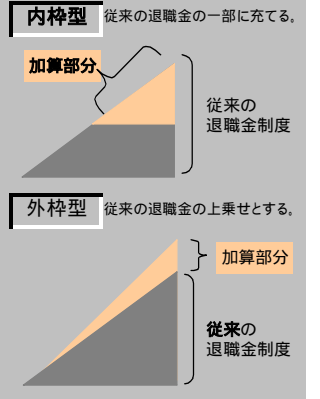
岩手県建設業厚生年金基金



企業 (退職金制度)



加算部分の給付は、企業の退職金と調整できます。



基金の給付には基本部分(年金)と加算部分(年金・一時金)とがあります。基本部分は国の厚生年金保険の報酬比例年金を代行する部分で、終身年金が支給されます。加算部分は退職金制度の役割を果たす部分で、終身年金または一時金が支給されます。

「岩手県建設業厚生年金基金」とは

厚生年金基金は、厚生大臣の許可を得て設立される特別法人です。

国が行っている厚生年金保険事業の一部を基金が代行し、国よりも年金額を多く早く支給するものです。

さらに、基金独自の年金・一時金の給付を上乗せして、退職金準備制度の役割を果たします。

「岩手県建設業厚生年金基金」に加入するには

以下の項目に該当することが条件です。

1. 社団法人岩手県建設業協会の会員であること。
(ただし、会員事業所の関連事業所である場合は加入できます。)
2. 厚生年金保険の適用事業所であること。

岩手県建設業厚生年金基金加入の利点

事業主にとっての利点

将来増大する退職金を計画的に準備でき、しかも資金負担の平準化が図れます。掛金は全額損金に算入されますので、実質的な負担は大きく軽減されます。従業員の福祉向上が図られることにより、優秀な人材の確保や勤労意欲の高揚が期待できます。事業主・役員も国の厚生年金保険の被保険者であれば加入できます。経営審査制度において、基金の加入は加点対象となります。

従業員にとっての利点

従業員の掛金は増えずに、手厚い年金を終身受け取れ、より豊かな老後生活が設計できます。退職金の資金が確実に基金に積み立てられますので安心です。